

被告人の虚偽供述に対する制裁について

1 これまでの議論で提示された御意見

- ① 被告人が、自己の意思により、証人として、宣誓の上で証言することができる（＝被告人の証人適格を認める）ものとし、偽証罪（刑法169条）が適用されるものとする。
- ② 被告人の公判における虚偽供述を処罰対象とする罰則を新設する。

2 検討課題

(1) 必要性

(2) 被告人の防御との関係

(特に①の考え方に関して)

(3) 証人の供述義務と被告人の黙秘権の関係

(4) 現行の被告人質問（宣誓・供述義務や虚偽供述の処罰を伴わない供述手続）の存廃

【参考条文】

(1) 刑法

（偽証）

第169条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3月以上10年以下の懲役に処する。

(2) 刑事訴訟法

第143条 裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

第146条 何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第154条 証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第311条 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

2 被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

3 陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。